

広資料第295号
令和5年2月14日
企画財政部企画政策課
市民情報提供資料

令和5年度施政方針について

このことについて、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

令和5年度施政方針

武蔵村山市長

山崎 泰大

本日ここに、令和5年第1回市議会定例会が開会され、市の行財政運営の要となります多くの議案を御審議いただくに当たり、令和5年度の市政に対する所信を申し述べ、市議会をはじめ市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年から、新型コロナウイルス感染症に加え、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響等によるエネルギー・食料価格などの物価高騰が続いており、暮らしに大きな影響を与えております。

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による市民生活への影響を職員一人一人が認識するとともに、国や東京都と連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策と合わせ、地域経済の回復などに向けて、全力で取り組んでまいります。

また、多摩都市モノレールの市内延伸に向けた取組、本市の未来を担う子どもや子育て家庭への支援、近年、激甚化している豪雨災害や大規模地震などの自然災害への備えなどの課題に的確に対処し、「持続可能な行政運営」に取り組んでまいります。

新年度の行政運営に当たりましては、「第五次長期総合計画」や、これに基づき策定いたしました「⑤実施計画」を基本として、本市のあるべき将来都

市像の実現に向けた、中長期的な展望に立ったまちづくりを進めてまいります。

また、行政改革につきましては、「第七次行政改革大綱」に基づき、時代の変化に対応した行政サービスを提供する体制を構築するとともに、新たに発生する行政課題に迅速かつ柔軟に対応することができる行財政基盤を構築してまいります。

次に、財政運営につきましては、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響に加え、世界的な金融引締め等が続く中、市の財政状況の先行きを見通すことは困難な状況であり、極めて厳しい財政状況になることも想定されます。

こうした中、令和5年度の予算編成に当たりましては、歳入面では市税などの自主財源や国、東京都の補助金などの積極的な確保に努めるとともに、歳出面ではこれまで以上に厳しい視点で施策の必要性、有効性を見極め、歳出削減に向けた取組を一層強化し、今後の財政運営にもしっかりと目を配りながら、諸課題の解決に取り組むことに努めてまいります。

令和5年度の予算規模は、一般会計予算で約311億円、対前年度比2.8パーセントの増、また、特別会計等を加えた予算総額では約499億円、対前年度比4.1パーセントの増となっております。

今後とも、働く女性を応援し、安心して子育てができる支援の拡充や子どもファーストの視点に立って縦割りの壁を排するよう市役所の改革を進めるとともに、市長自らが先頭に立って自然豊かで安心なまちづくりを推進してまいります。

次に、市政の最重要施策について申し上げます。

はじめに、多摩都市モノレールの市内延伸及び新青梅街道の拡幅整備についてであります。

多摩都市モノレールの市内延伸につきましては、令和4年10月に都市計画素案説明会が開催され、新駅の位置及び今後の予定等が公表されました。さらに、12月には都知事から「2030年代半ばの開業を目指していく」との表明があり、延伸実現に向けて着実に前進しております。これもひとえに市民の皆様をはじめとした多くの方のお力添えをいただきながら、粘り強く要望してきた成果と捉えており、心から感謝申し上げます。

本市といたしましても、延伸後を見据えた持続可能なまちづくりを進めるため、「(仮称)多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」及び「立地適正化計画」を策定するとともに、今後も、関係市町や東京都とも連携しながら、将来の需要創出にもつながる沿線のまちづくりにしっかりと取り組んでまい

ります。

また、現在策定中のまちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）に掲げる「駅を中心とした 歩いて暮らせるまちづくり」を目指してまいります。

多摩都市モノレールの導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備事業につきましては、東京都により全ての区間で事業認可が取得され、用地取得が進められるなど、着実に進行しております。本市といたしましても、拡幅整備事業の一日も早い完了に向け、引き続き東京都に対し、積極的に働き掛けを行ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、引き続き国、東京都、市医師会などとの連携を図りつつ、感染症拡大防止に努めてまいります。

それでは、新年度における施策につきまして、「第五次長期総合計画」の五つの柱に沿って主な施策を中心に順次申し上げます。

第1は、「市民との協働による地域振興」であります。

はじめに、コミュニティについてであります。

自治会活動の支援につきましては、引き続き自治会への加入促進に向けた取組や、自治会連合会が行う「自治会活性化事業」への支援を行ってまいります。

長野県栄村との姉妹都市交流につきましては、様々な分野で今後も相互交流を図ってまいります。

モンゴル国ウランバートル市ハンオール区との国際交流につきましては、ハンオール区の意向を確認した上で、交流内容について調整を図ってまいります。

また、市職員からなる、多文化共生事業協力員による日本語を話せない外国人の通訳等、窓口における各種手続のサポートに加え、タブレット通訳を活用してまいります。

次に、パートナーシップについてであります。

情報共有につきましては、本市の市政情報などを効率的・効果的に発信していくため、引き続きSNSなどを活用した、各種情報の周知を図ってまいります。

市民との協働につきましては、市民の主体的な意欲を地域課題の解決にいかし、協働により地域を支え合う仕組みづくりを促進する協働事業提案制度に基づき、引き続きボランティア・市民活動センター「ほほえみ」と連携しながら、市民活動団体からの提案による事業を実施するほか、制度開始からこれまでに実施した事業等を検証し、今後の制度の在り方について検討してまいります。

また、地域連携の推進につきましては、大学や企業などとの連携を推進してまいります。

第2は、「健康で明るく暮らせるまちづくり」であります。

はじめに、健康・医療についてであります。

休日診療・休日準夜診療や休日歯科診療につきましては、休日・夜間における急患に対応するため、引き続き実施してまいります。

予防接種事業につきましては、新年度から50歳以上の方を対象に任意予防接種である帯状疱疹ワクチン予防接種費用の一部を助成し、発症を予防するとともに経済的負担の軽減並びに健康の増進を図ってまいります。

国立感染症研究所村山庁舎BSL-4施設につきましては、「国立感染症研

研究所BSL-4施設の今後に関する検討会報告書」において、BSL-4施設の移転先に関する立地条件等が整理されたことから、市外適地への移転について速やかに決定するよう、今後も要望を行ってまいります。

また、引き続き「施設運営連絡協議会」に市職員を派遣し、安全対策等を確認するとともに、説明会や施設見学会などの継続的な実施を求めてまいります。

国民健康保険事業特別会計につきましては、毎年度、一般会計からの多額の繰入金により収支の均衡を保っている状況にあり、健全な財政運営を維持すべく「国保財政健全化変更計画」に基づき、国民健康保険税率の改定や医療費の適正化などに努めてまいります。

後期高齢者医療につきましては、東京都後期高齢者医療広域連合と密に連携し、対応を図ってまいります。

次に、福祉についてであります。

高齢者や障害者の権利擁護につきましては、引き続き福祉サービスの利用に関する相談や苦情・要望の対応などを含め、日常生活における必要な支援を行ってまいります。

子ども・子育て支援につきましては、引き続き低年齢児を対象とした小規模保育事業所に対して運営費の一部を補助するなど待機児童の解消に努めてまいります。

また、幼児教育・保育の無償化の対象外施設に通う子どもを対象として施設を利用する費用の一部を補助するとともに、「病児保育」や「休日保育」などを実施し、保護者のニーズに応じた保育を実施してまいります。

さらに、保育内容の充実、児童や職員の処遇向上等を図るため、引き続き民間保育所が常勤の保育士を採用するための費用や保育従事職員の宿舍の借上げに要した費用の一部を補助することにより、保育士の確保の支援に努めてまいります。

子育て家庭の支援につきましては、引き続き保健師が全ての妊婦と面接を行い、支援計画の作成や育児パッケージの贈呈などを実施してまいります。

さらに、新年度には、妊娠届出時から継続的な面談や子育て相談をより充実する伴走型相談支援と、出産・子育て応援ギフトの贈呈による経済的支援を一体的に実施し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するための「出産・子育て応援事業」を開始するとともに、引き続き「産後ケア事業」などを実施し、出産後の母親の支援等に努めてまいります。

また、健診等の行政が関わる機会が少ない1歳児を養育する家庭の状況把握や子育て支援にかかる情報提供などを行う「バースデーサポート事業」を新たに実施してまいります。

さらに、新年度から子どもの医療費助成事業の対象範囲の拡充として、高校生等の医療費の一部助成を開始するとともに、令和5年10月からは義務教育就学児医療費助成制度の所得制限を撤廃することで、子育て世帯への支援をより充実させてまいります。

子どもの居場所の確保につきましては、新年度には、学童クラブにおいて、支援員の業務負担軽減や児童の登降所管理ができる「学童クラブ登降所管理等システム」の運用を開始してまいります。

高齢者福祉につきましては、地域のサロンを運営する団体に対し、地域介護予防活動支援補助金を交付するとともに、地域包括ケアボランティア活動団体支援事業に基づき、活動実績に応じた交付金を交付することにより、運営を支援するなど、介護予防を推進してまいります。

また、認知症施策の一環として、「認知症初期集中支援チーム」による個別訪問を行うことで、認知症の方やその疑いのある方、その家族に対しての支援を行うとともに、「認知症サポーターステップアップ講座」により、認知症

予防の普及啓発や認知症の方の支援に向け地域で活躍する人材を育成してまいります。

また、介護職員初任者研修課程の受講費用の一部を助成することにより、市内の介護保険サービス事業所への人材の定着に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、障害のある人もない人も、お互いに尊重し、支え合いながら、地域でともに暮らせるまちづくりを推進するための各種施策を実施してまいります。

新年度からは、遠隔手話通訳サービスを導入し、本サービスを利用するためのタブレット端末を市役所本庁舎、市民総合センター及び緑が丘出張所に設置することで、各種手続を行う際に、手話通訳が受けられる環境を整備いたします。

生活支援につきましては、引き続き「市民なやみごと相談窓口」において、市民が抱える複合的な課題の相談を受け付け、関係機関と連携して円滑な対応を図ってまいります。

なお、相談業務の更なる円滑化を図るため、A I相談支援システムを導入してまいります。

第3は、「安全で快適なまちづくり」であります。

はじめに、安全・安心についてであります。

災害対策につきましては、「地域防災計画」に基づき、地震や風水害等の大規模災害に対応するための取組を推進してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の開設・運営を進めるため、感染症対策資器材の充実を図るとともに、避難所を迅速に開設できるよう各種訓練を重ねてまいります。

さらに、新年度には、地区会館等にWi-Fiを導入し、災害時に市民へ災害情報や避難情報等を迅速かつ的確に提供できる環境の整備を進めてまいります。

災害時は応急給食などを行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供などを行う「(仮称)防災食育センター」につきましては、「防災まちづくり構想」に基づき、新年度には旧施設の除却に続き、新施設の建築など整備工事を実施してまいります。

消防体制につきましては、災害時における消防水利を確保するため、新年度には、経塚向公園内に防火水槽を設置してまいります。

また、消防団員が中型自動車運転免許等を取得する際の費用の一部を補助し、消防団活動を円滑に実施するための支援を行ってまいります。

次に、都市基盤についてであります。

「都市核地区土地区画整理事業」につきましては、引き続き地権者の理解と協力を得ながら、一層の事業促進を図ってまいります。

「都営村山団地後期計画事業」につきましては、建替事業の円滑な推進に向け、引き続き東京都と協議を行ってまいります。

横田基地の軍民共同使用につきましては、基地周辺地域の活性化に寄与するものと考えておりますことから、今後とも、国や東京都などの動向を的確に把握し、騒音などの周辺環境への配慮を行うことを前提として、横田基地の軍民共同使用の促進に向けた対応を図ってまいります。

都市の骨格を形成する主要道路や身近な生活道路につきましては、新年度も引き続き計画的な整備を進めてまいります。

「榎地区まちづくり事業」につきましては、交通ネットワークの充実を図り、秩序ある市街地を形成するため、整備に向けて取り組んでまいります。

住環境につきましては、災害に強い良好な住環境の整備を効率的に推進するため、新年度には「無電柱化推進計画」及び「空家等対策計画」を策定してまいります。

下水道事業につきましては、新青梅街道拡幅に伴う雨水管整備や空堀川流域雨水幹線整備などの雨水対策事業を計画的に進めていくため、浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針などの基本的な事項を定める「雨水管理総合計画」を策定してまいります。

廃棄物処理とリサイクルにつきましては、家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施に伴い不要となったごみ集積所跡地への不法投棄を防止するため、ごみ集積所跡地の閉鎖措置を引き続き実施してまいります。

また、小平・村山・大和衛生組合における「(仮称)新ごみ焼却施設」の整備に伴い、現在、近隣の処理施設に可燃ごみの一部の処理をお願いしております。

引き続き、整備期間中は他の処理施設で御支援をいただき中間処理をすることになりますので、支援先の自治体及び周辺住民に十分な配慮をし、適正な収集運搬やごみの分別を徹底してまいります。

地域交通につきましては、多摩都市モノレール延伸を見据えた地域公共交通の在り方を検討し、バス路線再編に関する基本方針を策定してまいります。

第4は、「誰もが学び活躍できるまちづくり」であります。

はじめに、人権についてであります。

人権意識の高揚につきましては、人権尊重の重要性、必要性の理解を深めるため、引き続き、人権に関する啓発活動を推進してまいります。さらに、セクシュアル・マイノリティの支援につきましては、これまでの意識醸成の取組を継続しながら、具体的な施策について検討してまいります。

男女共同参画につきましては、男女共同参画社会の構築を推進するため、引き続き男女共同参画センター「ゆーあい」を拠点として、相談事業を行うなど、各種施策を展開してまいります。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を認定し、その取組内容を広く周知することで市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスを推進してまいります。

次に、教育についてであります。

教育につきましては、「総合教育会議」を開催し、教育委員会との情報共有、連携強化を図ってまいります。

また、市の教育等に関する総合的な指針である「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の基本理念の下、「第三次教育振興基本計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

さらに、全ての児童・生徒が安心して学習活動などに取り組むことができるよう、「いじめ防止対策推進条例」に基づいて対策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

なお、国によるGIGAスクール構想により整備したタブレット端末を活用して、引き続き全ての児童・生徒の資質・能力を一層確実に育成できるようICT教育を推進してまいります。

令和4年度に一部の小学校に試行導入いたしました、電子書籍読書サービスにつきましては、新年度から小学校全校で実施し、効果的・効率的な運用を図ってまいります。

また、就学援助費の対象として「オンライン学習通信費」を追加し、家庭でのオンライン学習を支援してまいります。

続きまして、学校教育についてであります。

本市の学校教育は、義務教育9年間を見通した教育活動を推進しており、引き続き小中一貫教育の充実を図ってまいります。

特別支援教育につきましては、特別な教育的ニーズに対応したきめ細やかな教育が展開できるよう、引き続き推進してまいります。

「地域未来塾事業」につきましては、児童・生徒の学力向上のため、引き続き実施してまいります。

教育施設につきましては、児童・生徒が安全に充実した学校生活を送れるように、計画的に整備してまいります。

生涯学習につきましては、市民の主体的な学習活動を支援し、市民一人一人の生活の充実や向上を図るための各種施策を推進してまいります。

令和4年10月にサービスを開始いたしました、「むさしむらやま電子図書館」につきましては、引き続きコンテンツの充実を図ってまいります。

スポーツ・レクリエーションにつきましては、スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営むことにより、にぎわいと活力あるまちづくりを進めるため、「スポーツ都市宣言」にふさわしい各種施策を実施してまいります。

第5は、「地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり」であります。

農業につきましては、本市の都市農業の更なる振興を図るため、認定農業者や新規就農者への支援など各種施策を推進してまいります。

農地の保全につきましては、引き続き「都市農地保全支援プロジェクト事業」を活用し、地域や環境に配慮した生産基盤などを整備してまいります。

また、農業従事者の高齢化に対応するため、農業経営が困難な農地の将来像を地域計画としてまとめ、新たな農業の担い手の確保と支援を図ってまいります。

商・工業につきましては、市内での新たな産業の創出を促すため、創業希望者などに対して創業塾等を開催するなど、引き続き商工会や民間事業者と連携した支援を行っていくとともに、市内で新たに創業する中小企業者を支援するため、事業を始めるに当たって必要な経費を助成する補助事業を実施してまいります。

また、市内事業者の経営安定化に向けた支援として、事業資金の融資あっせんや商店街振興を目的とした商店会のイベント事業などへの補助を引き続き行ってまいります。

市内工業地域への企業の誘致を推進する「企業誘致促進事業」につつまし

では、引き続き、対象となる企業やその企業に対して建物を賃貸する者に対し、奨励金を交付するとともに、制度の積極的な周知を行い、企業の誘致を推進してまいります。

観光につきましては、「武蔵村山観光まちづくり協会」と連携し、個性豊かで魅力的な観光事業を実施してまいります。

地球温暖化対策につきましては、良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、令和4年9月に「ゼロカーボンシティ」を宣言いたしました。

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を目指し、新年度から、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に着手いたします。

また、市民に対し、太陽光発電設備の設置等に係る費用の一部を補助するとともに、公共施設等の照明LED化や庁用自動車への電気自動車導入などを実施してまいります。

さらに、次世代への環境意識の醸成を図ることを目的として、本市のまちづくり学習に取り組む、第三中学校区の小中学校を「ゼロカーボンシティチャレンジ校」に指定し、太陽光発電設備の設置や校舎照明のLED化などを推進してまいります。

以上、「第五次長期総合計画」に基づく五つの柱に沿って、主な施策を申し述べてまいりましたが、これらを実現させるための推進体制について申し上げます。

はじめに、行政運営についてであります。

計画行政の推進につきましては、「第五次長期総合計画」や「第七次行政改革大綱」、各種個別計画などに基づき、施策、事業を計画的、効率的に執行してまいります。

職員の資質向上につきましては、職員の育成や労働安全管理を推進するために「人材育成担当課長」を新年度から設置し、「職員倫理の指針」や「人材育成基本方針」に基づき、組織の力を高めることを目的に、職員としての自覚と責任を促し、職員一人一人の可能性を引き出す取組をより一層推進してまいります。

電子自治体の推進につきましては、新年度から、「デジタル推進課」の設置に加え、デジタル技術等に関する専門的な知識や経験をもつ外部デジタル人材を活用し、DXの取組を推進してまいります。なお、DXの基盤となるマイナンバーカードにつきましては、引き続き普及促進に努めてまいります。

また、行政手続のオンライン化の推進やA I ・ R P A等を利用した行政事務のデジタル化など、I C Tを活用した行政サービスの提供に取り組み、市民の利便性の向上を図ってまいります。なお、取組の一環として、文書管理システムを導入し、庁内の文書を一元的に管理するとともに、ホームページ上で公文書の一覧を公開することにより、情報公開における文書の検索性の向上を図ってまいります。

次に、財政運営についてであります。

限りある財源を有効に活用するため、事業の執行に当たっては、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう創意工夫を行うとともに、政策的経費にかかわらず、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、計画的かつ効率的な財政運営を推進するとともに、自主財源の確保を図ってまいります。

以上、令和5年度を迎えるに当たりまして、市政運営の基本的な考え方と施策の一端を申し上げたところでありますが、もとより市政は市民の皆様の信頼の上に成り立っているものであります。

今後とも、武蔵村山市を「日本一住みやすいまち」にするために、全力を傾注してまいります所存であります。

結びに当たり、市議会をはじめ市民の皆様に対しまして、御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、令和5年度の施政方針といたします。